

Ⅱ 編：構想計画段階編 《総論》

構想計画段階では、機能面での計画と景観面での計画との整合、個別施設と全体景観との調整等、総合的な観点にたち、様々な角度から検討する必要がある。

また、Ⅰ編「3. 山形ならではの景観形成の基本」において示した「①県土に可能な限り傷をつけない」と「②県土の景観をより印象深く実感できるようにする」の2点が満たされているかどうかについては、この段階で十分に検討しなければならない。

そのうえで、事業が進んでいくなかで発生し得る問題等を予測し、予防策や対応策についても予め検討しておくことが、事業の立ち上げ段階である構想計画段階では重要である。

これらのことを踏まえたうえで、施設や事業の種別に関らず構想計画段階編全般について検討すべき重要な事項を、以下の3点に取りまとめて構想計画段階の総論として示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

[設計段階へのしわよせを避ける]

[既成の枠にとらわれない柔軟な対応を図る]

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○事業の景観形成の目標像を場所の特性を吟味して定める

公共事業等の実施にあたって、どのような景観とするかについての景観形成の目標像を定めておくことは、良好な景観を実現するうえで不可欠である。目標像は、各施設に求められる機能や構造上の合理性、利用目的等といった観点に加え、施設自体の形態や周辺環境との調和等の観点に基づいて定める。

さらに、事業対象地がどのような場所に位置しているのか（都市部か郊外部か、海辺か山間部なのか等）に応じて、施設や空間のありかた、想定される利用のすがたを検討することも必要である。

また、住民参加の機会を設ける場合においては、単なる施設要望ではなく、どのような目標像とするのかについての議論を行い、住民と行政とがそれを共有できるようにする。

○どうすると良い景観となり得るかについて幅広く様々な可能性を探る

各施設に求められる機能を満たしたうえで、どうするとより良い景観となり得るかについて幅広く、かつ多様な可能性を探ることが、公共事業等における景観形成を図る際の基本である。

これは、施設や構造物が有する本来の機能に加えて、人々の日常的な利用や、視点としての利用の可能性、視対象としての姿形の良さ等の多面的な関係を考慮し、施設に求められる本来的な機能を含めて、多様な機能実現の可能性を含めた計画を行うことを意味する。

また、事業対象地に他の公共施設等が隣接する場合や、周辺に各種開発構想計画や施設計画等がある場合は、双方の調整に基づいて一体整備の可能性について検討し、景観的な統一感や空間的な一体感が感じられる施設計画を行うことも必要である。そのためには、事業毎で対応するのではなく、所管を超えた、統合的な検討・調整を行うことが必要となる。特に、港湾開発や、宅地開発等の面整備等、様々な施設が整備される事業においては、良好な景観が形成されるよう、地域の協力も得ながら、地区計画制度の利用や、建築協定、緑化協定、色彩基準等の導入を検討する。

[相互調整が考えられる公共施設計画や開発構想計画の組み合わせの例]

- ・海岸・港湾／海浜公園整備とリゾート開発、港湾整備と再開発、海浜公園とマリーナ
- ・河川／河川改修と公園整備、河川改修と区画整理、河川改修と公共建築物
- ・砂防／遊砂地の平常時利用
- ・公園・緑地／公園整備と隣接する公民館・美術館等の公共建築物
公園整備への沢や河川、沼、池等の水辺空間の取り込み
- ・面的整備／研究団地整備と公園整備
- ・公共建築物／地下道入口やバス停等の周辺施設との一体整備

〔設計段階へのしわよせを避ける〕

○設置が予想される付属施設への基本的対応を図る

付属施設や付帯施設等のデザインは、本来施設との形態・素材等の関係性を考慮することが必要不可欠であり、本来施設の設計時における対応の有無がデザインの良否を大きく左右する。たとえば、高架橋に後付けで遮音壁をデザインして設置しようとしても、高架橋側がそれを見越したデザイン的対応を行っていないければ、ちぐはぐな印象のものとなりやすい。付属施設の設置が予想される施設の場合には、付加的ではなく一体的な設計ができるように、予め構想計画段階において基本的対応を定めておく必要がある。

とりわけ、港湾や大規模な面開発等の道路や公園・緑地、建築物等、複数の要素から構成される事業においては、それらの要素を総合的に計画し、設計するための基本的なルールを定めておくことで、個別施設毎に行われることの多い設計段階において食い違いが生じないようにすることが必要である。

〔設置が予想される施設や、対応を定めておくべき事項の例〕

- ・道路／チェーン着脱場、登坂車線、停車帯等
- ・橋梁・高架橋／落下防止柵や遮音壁、スノーシェットの雪庇防止板等
- ・治山・砂防施設／抑止工、抑制工に設置される落石防止柵等
砂防堰堤に設置される魚道等
- ・公園・緑地／バス停等の周辺施設や敷地内の建築物、堆雪スペース、スロープ等
敷地内の特徴的な地形、生物や植物の生息・生育環境の保全・活用

○整備内容変更等の問題に柔軟に対処できる許容を盛り込む

完成までに長い年月を要する事業や大規模な事業、土地の分譲や施設誘致を伴う事業などは、その規模のために景観的な影響が大きいというえに、年度を経て整備内容の変更がなされることが多い。これらの事業の実施にあたっては、構想計画段階において、事業対象地の内部や周辺に緩衝緑地帯やオープンスペース、堆雪スペース等を計画的に配置する等により、周辺景観との関係が良好に保たれるように留意するとともに、整備内容の変更等に対しても幅広い対応が図れるようにすることが必要である。

[既成の枠にとらわれない柔軟な対応を図る]

○必要に応じて規模や計画範囲等の見直しを行う

構想計画の検討にあたって、施設の構造や施設配置の変更、植栽等の工夫を如何に行っても、景観的影響が大きく、地域景観を著しく損なう場合には、事業としての一貫性を確保したうえで、敷地選定、施設配置等の見直しや、計画の規模や範囲等の変更等による対応を図ることが必要である。

また、計画地内に鎮守の森・塚等の歴史的資源や、微高地・後背湿地（谷地）等の特徴的な地形、良好な生物の生態環境、あるいは沢や河川の水辺等の景観資源が事業敷地周辺に存在する場合は、計画範囲及び敷地の変更についても検討を行い、これらが保全・活用されるように努めることが最終的に良い空間をつくり出すうえでは重要となる。

○年度・所管・施設を越えたルールづくりを行う

構想・計画段階におけるゾーニングや施設配置については、設計段階において他施設や他の所管との調整を含め、一体的な整備が行えるように柔軟な対応を図る。

複数年度にわたる事業で、空間的に連続性を持つ計画策定や整備を行う場合は、景観的観点からの検討を十分に行い、年度や担当者によって護岸や堤防等の施設形態がバラバラになることのないようにプランづくりとともにルールづくりを行うことが重要である。

Ⅱ 編：構想計画段階編 《各論》

1. 道路

道路景観には、道路利用者の視点から周辺景観を眺める内部景観と、道路の外部から道路自体を眺める外部景観とが存在する。特に内部景観においては、シーケンス景観（走行時の視点の移動に伴い移り変わる景観）が得られることが大きな特徴といえる。

道路は、山間部から平野部、都市部、海岸部等、様々な地域に連続した線として整備される施設であるため、道路の内部景観においては、あらゆる角度から県土景観を実感できる良好な視点を提供する施設である。また、一方では、様々な地域に整備されることから、構想計画段階における線形設定、構造選定によっては、自然地形の改変や重要な景観資源への眺望の阻害等、景観的影響を及ぼす可能性を有する。

このことから、道路の構想計画段階においては、できるだけ地形改変を避け、周辺の特徴的な景観や重要な景観資源等に配慮するとともに、これらの景観資源を意識した平面・縦断線形設定、構造選定を行うことが極めて重要な事項となる。

ここでは、上記の事項を踏まえ、道路の構想計画段階における留意すべき事項を示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○道路の線形は、必要機能を満たすだけでなく、周辺の良好な景観が印象的に眺められるように、可能な限り工夫する。

→山あて（道路の軸線上に山岳が眺められること）が可能となる道路線形を検討する。

→道路の軸線上にある構造物がアイストップ（眺めの焦点）として印象的に眺められる道路線形や、ピスタ（道路の軸線方向へ視線を誘導する景観）の形成が可能となる道路線形を検討する。

○道路の横断構成は、必要交通容量という観点に加え、バランスの良い道路全体の姿という面から歩道・車道等の各要素のあり方・寸法等を見直し、再構成して、目標とする道路景観の姿（緑のトンネルのような道路、明るく見晴らしのよい道路等）を定める。また、橋梁・高架橋については、構造上の合理性という観点に加え、周辺景観との調和について様々な視点場からの検討を行い、目標とする橋梁の姿（軽快な印象の橋梁、重厚な印象の橋梁等）を定める。

→現道の拡幅等においては、既存の樹木の活用も考慮して横断構成を考える。

○堆雪帯の確保を十分に行い、冬季交通の安全性の向上や円滑化を図るとともに、多雪地域ならではのゆとりある道路空間をつくりだす。

○道路景観や地域景観に大きな影響を与えないよう、様々な道路構造を比較検討し、適切な構造を選択する。

○月山や鳥海山等の地域の特徴的な景観が得られる場所においては、防護柵により良好な眺望が阻害されることのないよう、可能な限り防護柵の設置を必要としない縦断・横断計画を行う。

○月山や鳥海山等の地域の特徴的な景観が得られる場所においては、電柱・電話線等により良好な眺望が阻害されることのないよう、関係機関との調整等により、地下埋設、視界を遮らない側への新設・移設の検討を行う。

○里山や丘陵地に道路が計画される場合には、良好な俯瞰景が得られることから、残土処理地等を視点場として積極的に活用する。

2. 河川・水路

河川は、山間部にその源を発し、溪谷、平野、都市等流れ海に注ぐ、自然の水の流れそのものである。また、その表情は、上・中・下流等、沿川の地形や環境によって異なり、求められる姿も様々である。そして、河川に求められる機能は、治水、利水、生態環境、日常的な市民利用等様々であり、求められる度合も沿川の土地利用等によって異なる。

このように、自然の水の流れとその作用という自然現象を対象とし、沿川の環境等との関わりが強い河川の計画にあたっては、河川自体の地理的・水理的特性と沿川地域が有する場の特性とを十分に考慮し、その場に相応しい川の姿を考えることが重要な事項となる。また、水路については、人工的な施設ではあるものの、河川同様に周辺地域との関わりが強い施設であることから、場の特性を考慮し、その場に相応しい水路の姿を考えることが重要である。

ここでは、河川・水路特有の景観的特徴を考慮し、構想計画段階における留意すべき事項を示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○河川の平面形状は、自然に形成された現在の河道を尊重しながら、単に治水機能の確保ばかりでなく、河川景観として地形・環境をつくる視点に立ち、沿川景観とも調和を図りながら検討を行う。

○河川の横断面形状は、洪水時の流下能力確保という観点に加え、川らしさを感じさせる姿という面から低水路幅・高水敷幅等を見直し、再構成して、目標とする河川景観の姿（流れをしっかりとめとめる河岸、水際との連続性や緑に富んだ河川空間、瀬や淵等がある自然的な水辺空間等）を定める。

→現河道の拡幅等においては、既存の流路の活用も考慮して横断面形状を考える。

○特徴的な水の表情が得られる合流部、分流部、中の島等は、河川空間の要所であるばかりでなく、河川景観の要所でもあることから、多様な利活用が可能な場として積極的に整備する。

3. 治山・砂防施設

治山・砂防施設は、自然災害の抑止・抑制を目的としており、通常、山間や溪谷等の豊かな自然環境の中に設置されることが多い。安全に対する機能上の制約が大きく、事後的な対応では不十分となりやすい。

このため、治山・砂防ダムの構想計画段階においては、計画堆砂量と立地条件を加味し、ダムの大きさ、設置基数を決定する等、可能な限り周辺の環境・景観に影響を及ぼさないことが最も重要な事項となる。

ここでは、上記の事項を踏まえ、治山・砂防施設の構想計画段階における留意すべき事項を示す。なお、大規模な多目的ダムは、スケールが極めて大きくなること、様々な周辺環境整備が伴うこと等から、本指針をベースとした上で、さらに別途検討が必要である。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○治山・砂防ダムの計画においては、設置される沢・河川のスケール、河道線形、周辺の自然環境、土地利用等を考慮し、従前の河川環境や景観を損なわないような配置・規模等を検討する。

→単基の設置により、ダム本体や護岸の規模が著しく大きくなり、従前の河川環境や景観を損なうような場合は、規模の小さいダムを複数設置することを検討する。

○治山・砂防施設の計画においては、沢や河川沿いの樹林地を砂防林や溪畔林等として保全・活用することを検討する。

○治山・砂防施設は、周囲の自然景観の添景となって、山岳景観や溪谷景観をより印象深くみせることができる可能性について検討し、場の環境に応じた施設配置・整備を行う。

○群として設置される施設の整備にあたっては、治山・砂防機能を満足した上で、配置・形状に規則性を付与する等、群としての一体性、連続性を与える。

[設計段階へのしわよせを避ける]

○治山・砂防施設は、自然性の高い地域に計画されることが多く、遠景でも目立ち、近景では圧迫感を与える場合もある。このことから、目立ちにくい施設配置、自然景観の復元について、計画段階から十分な検討を行い、事後的な対応にならないようにする。

4. 海岸・港湾・漁港

海岸・港湾の特徴は、雄大で開放的な景観を有すること、他では得られない海上からの眺めが存在することにある。そして、陸と海の結節点であることから、古くから様々な産業が栄えた場所であり、人々が暮らす背後地との関わりも深い場所である。

このことから、海岸・港湾における施設配置計画にあたっては、水辺からの眺めばかりではなく、船舶等の海上からの眺め、背後の市街地や道路からの眺め等を考慮して、総合的な検討を行うことが重要な事項となる。

ここでは、海岸特有の景観的特徴を考慮し、海岸・港湾が有する空間のあり方、背後地との関わり等について、構想計画段階における留意すべき事項を示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○海岸・港湾景観は、砂浜、磯、入江等の地形や、漁港、工業港等の機能・用途によって表情が異なり、また、求められる姿も様々である。このことから、海岸・港湾整備にあたっては、経済性だけを優先した海岸・港湾整備を行うのではなく、海岸・港湾自体の地理的・水理的特性、人々の日常的な利用を含めた沿岸地域が有する場の特性等について十分に考慮し、その場に相応しい海岸・港湾の姿を定め、施設の規模、配置、形態等について検討を行う。

○海岸・港湾は、雄大な海岸・海浜の景観や、船舶の入港・利用の風景等、他の場所にはない特徴的な景観を有する。このことから、海岸・港湾整備にあたっては、良好な視点が確保されるよう配慮する。また、視点場の設定にあたっては、強風・高波といった自然条件を考慮し、安全性の確保に十分留意する。

5. 公園・緑地

公園・緑地は、その利用目的や立地条件等によって形態や規模等が異なる。また、公園・緑地は、単独で整備されるばかりでなく、公共建築物や河川等、他の公共施設と隣接し、一体的に整備される可能性を有する。

ここでは、上記の事項を踏まえ、周辺の環境の保全・活用および周辺景観との調和を図ることを基本とし、さらに、他の公共施設との一体的な整備の可能性を考慮し、施設相互の魅力をもっと高めるために留意すべき事項について示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

- 都市公園整備においては、通常の誘致圏距離に基づいた画一的・機械的な公園配置ではなく、利用者の属性や利用の実態に即した、より有効な公園配置、整備内容を検討する。
- 都市商業地区、業務地区等においては、歩行者の休息スペースとなるような小規模公園（ポケットパーク・タウンスクエア等）の設置を検討する。
- 身近な遊び場となる河川や森のあるところでは、街区公園を集約し、まとまりのある広場空間を整備する。

6. 大規模な面的整備

農地整備や宅地開発等の大規模な面的整備の特徴的な点は、①大地の大規模な改変により、従前とはまったく異なる新たな景観をつくり出す可能性がある行為であること、②用地造成、道路整備、河川・水路整備等を包括した総合的な行為であること、の2点である。

このように、整備による周辺景観への影響が大きい面的整備においては、計画対象地周辺の地形の流れや景観的な脈絡を十分にくみ取り、地区外からの眺めとともに地区内からの周辺地域への眺め等に配慮した計画を行うことが重要である。また、道路や河川・水路等の複数の要素によって構成されることから、個々の施設設計を行う前の構想計画段階において、各構成要素を総合的に捉え、設計にあたっての基本的なルールを定めておくことが最も重要な事項となる。

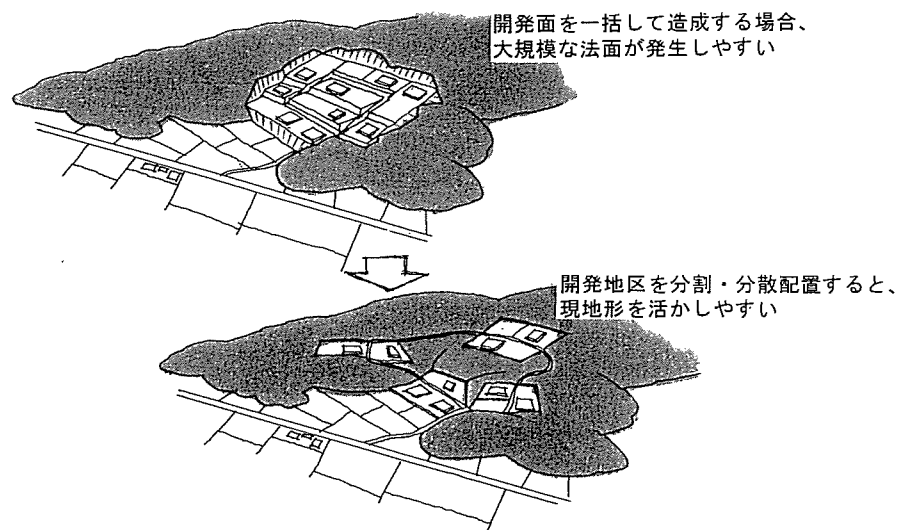
ここでは、上記の事項を踏まえ、大規模な面的整備の構想計画段階における留意すべき事項を示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○区画整理や宅地開発を行う場合、母都市やその地区にみられる、町割や掘割のパターン等の特徴的なまちの構造を生かす。

○地域の景観に大きな影響を与えないよう、クラスター型開発（大規模な開発地区をいくつかの中規模の区画に分割し、それらを自然地形を活かしながらぶどうの房状に分散して配置造成する整備手法）、既存地形の流れに応じた造成など、地域の地形条件等に応じた適切な開発方法を検討する。

→圃場整備においては、通常の画一的・機械的な区割りではなく、地形を読み微地形を活かす等、既存地形の流れに応じた区割形状を検討する。



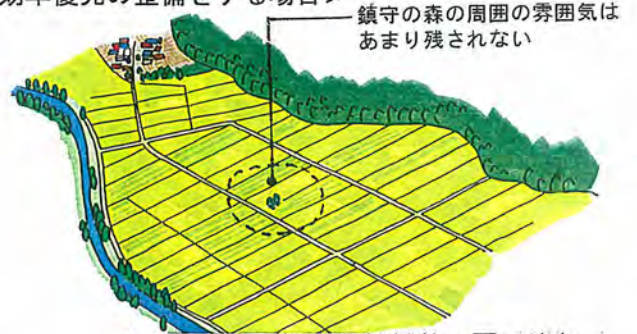
地域の景観に配慮した開発方法の例ークラスター開発

<整備前>



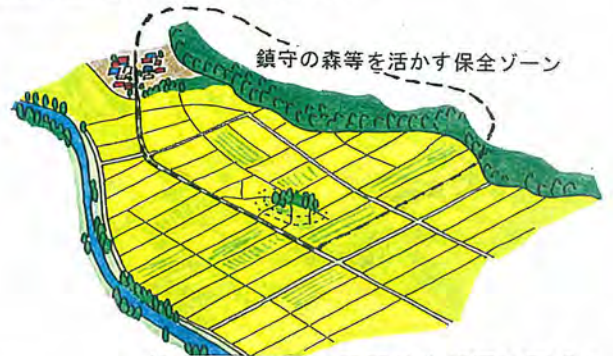
圃場整備の場合、地形の流れや鎮守の森、古墳の丘等に配慮しながら、耕区の形状や向きを設定する

<効率優先の整備をする場合>



既存地形を無視した機械的・画一的な区画割は、単調な景観となりがちである。

<景観や生態系に配慮する場合>



鎮守の森周辺の景観や生態系に配慮し、一定の保全ゾーンを設定する。



田園地帯に整備された広域農道。既存地形を考慮した道路線形となっている。ガードレール等もなく、沿道の田園や周囲の山並み等が眺められる。(天童市)

7. 公共建築物

公共建築物は、官庁舎、美術館・図書館等の文化・教育施設、競技場等のスポーツ施設、下水処理場等の管理施設等、その機能や利用目的、立地条件等によって形態や規模、内部空間構成等が異なる。そして、施設によっては多くの人々が利用し、地域との関わりが深い施設もある。また、公共建築物は、単独で整備されるばかりでなく、公園・緑地等と隣接し、一体的に整備される可能性を有する。

ここでは、上記の事項を踏まえ、周辺地域の環境や利用状況等や、公園・緑地等の他の公共施設との一体的な整備の可能性を考慮し、施設相互の魅力をより高めるために留意すべき事項について示す。

なお、建築計画については、建築自体の個別の検討が重要となることから、ここでは、特に景観の観点からの施設配置計画、周辺の利用計画等における留意すべき事項について示す。

[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]

○公共施設は地域住民の良好なオープンスペース、コミュニティースペースとなることから、施設自体の機能ばかりではなく、外部の道路網体系や歩行動線と合わせる等、周辺地域を含めた多様な利用形態を考慮して配置計画を行う。

[事業の成熟段階に応じた柔軟な対応を図る]

○歴史的、文化的に優れている建築物については、良好な保全、活用ができるような方策の検討を行う。